

めざす姿

すべての子どもがすこやかに育つ大分市

基本理念
基本的な視点

- I 子どもにとっての最善の利益を目指す
- II 保護者が子育てに第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が寄り添い、支えることで保護者自身が親として成長するよう支援する
- III 関係者が連携・協力しながら、地域や社会全体で、子どもの育ちを支える環境を整える

子どもの視点

親の育ちを支える
視点

すべての子どもと家庭
への支援の視点

身近な地域での支援
の視点

社会全体での支援
の視点

4つの
施策分野

生まれる前から乳幼児期の支援

子どもの育ちや自立への支援

配慮を要する子どもへの支援

社会全体での支援

9つの目標
施策内容

1. 安心して妊娠・出産・育児を行う

- ①健診・相談・指導體制の充実
- ②子育て家庭への支援

2. 安全な環境の中で、健やかに成長する

- ①小児医療体制の充実
- ②乳幼児期の健診・相談・指導體制の充実
- ③食育の推進

3. 乳幼児期に多様な子育て支援を享受する

- ①乳幼児期の教育・保育
- ②多様な保育サービス

4. バランスよく知・徳・体の「生きる力」を育む

- ①学力の向上 ②道徳教育の充実
- ③心と体の健康の保持増進

5. 学校、家庭、地域社会が一体となった開かれた場で学ぶ

- ①開かれた学校づくりの推進
- ②地域の教育的資源の活用
- ③コミュニティの拠点としての機能充実

6. 安心して安全な学校で学ぶ

- ①相談体制の整備
- ②いじめ、不登校等対策の充実
- ③危機管理 ④人権・同和教育の充実
- ⑤学校施設の整備・充実

7. すべての子どもが幸せに育つ

- ①障がいのある子どもへの支援
- ②ひとり親家庭の自立促進
- ③児童虐待への対応
- ④相談体制の強化

8. 社会全体で子どもや子育てを支える

- ①地域での子育て支援強化
- ②地域住民との連携
- ③安心・安全な地域づくり
- ④経済的支援

9. 仕事も子育ても楽しむ

- ①仕事と家庭生活の両立支援
- ②男性の育児参加促進
- ③若者の自立支援

個別事業

子ども・子育て
支援事業計画

- ・利用者支援
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・妊婦一般健診
- ・認定こども園、保育所、幼稚園等
- ・一時預かり、延長保育、病児保育、子育て短期支援、ファミリー・サポート・センター

- ・児童育成クラブ

- ・県との連携強化
- ・障害児施策の充実
- ・ひとり親家庭の自立支援推進
- ・児童虐待防止対策の充実
- ・養育支援訪問事業

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・労働者の職業と家庭生活の両立

1 「(仮称)すくすく 大分っ子プラン」の策定にあたって

項目	次世代育成支援後期行動計画	大分市子ども条例	子ども・子育て支援法 / 基本指針	法	指針	新計画	備考
趣旨	平成14年以降、国が少子化対策として行った計画及び次世代育成支援行動計画等についての経過を中心に、それを踏まえて子育て家庭を社会全体で支援するために策定した	子育てと子どもの育ちを社会全体で支援することにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図る	一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す	1条	第1 第1	現在、核家族化や地域のつながりの希薄化、いじめや児童虐待、有害情報の氾濫等、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しい。加えて、待機児童の解消を図る必要があることから、幼児期の教育・保育の充実と地域における子育て支援施策を充実させるため、平成27年度より国の施策として子ども・子育て支援新制度が施行予定である。この制度に基づく事業計画を策定するとともに、子ども条例の趣旨に基づき、社会全体で子どもと子育てを支援するために、本計画を策定する。	
期間	後期：平成22年度～26年度		平成27年度～31年度			平成27年度～31年度	
策定の方法	【市民の意見の反映】ニーズ調査の実施、次世代育成支援行動計画策定委員会の設置	市民の意見を反映させ策定し、公表する。	16条	保護者の置かれている環境、利用に関する意向等を勘案し、子ども・子育て会議での意見を聞かなければならない。	61条	第3-1	【市民の意見の反映】 大分市子ども・子育て会議の設置、アンケート調査の実施、パブリックコメントにより市民の意見反映
	【策定体制】庁内検討委員会、同作業部会、同事務局で検討	教育、福祉、保健、医療等の子どもの育成に関係する部局が相互に連携し、一体的に施策を推進すること	14条	関係部局、県、他市との連携及び子ども・子育て会議の意見を聴いて策定する。		第3-1	【策定体制】「(仮称)すくすく 大分っ子プラン」庁内検討委員会、同作業部会、同事務局で検討
計画の位置づけ	対象 18歳未満のすべての子どもとその家庭 大分市総合計画を上位計画とした、次世代育成支援対策推進法に基づく推進計画であり、既存の関連計画との整合性を図るものとする。 (関連する計画) ・大分市地域福祉計画 ・大分市教育ビジョン ・大分市幼児教育振興計画 ・おおいた男女共同参画推進プラン ・いきいき健康大分21 ・大分市食育推進計画 ・大分市人権教育・啓発基本計画 ・大分市地域情報化計画 ・その他の計画	18歳未満の子ども	概ね18歳までの児童とその家庭 市町村が作成している計画のうち、子ども・子育て支援に関する事項と調和がとれたものとする	61条	第3-6	生まれる前から概ね18歳までの児童とその家庭 大分市子ども条例に基づく推進計画と、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を一体とした計画とし、次世代育成支援後期行動計画を引継ぐ本市の子ども・子育て支援施策を実施するための総合的な計画。 大分市総合計画を上位計画とし、既存の関連計画との整合性を図るものとする。 (関連する計画) ・大分市地域福祉計画 ・大分市幼児教育振興計画 ・おおいた男女共同参画推進プラン ・いきいき健康大分21 ・大分市食育推進計画 ・大分市人権教育・啓発基本計画 ・大分市母子保健計画 ・大分市障害者計画 ・その他の計画	

2 大分市の子育てを取り巻く環境

項目	次世代育成後期計画	大分市子ども条例	子ども・子育て支援法	基本指針	法	指針	新計画	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・出生数と合計特殊出生率の推移 ・人口年次推移と将来推計 ・世帯数と一世帯あたりの世帯人員の年次推移 ・男女別未婚率の推移 ・女性の年齢別労働力率 ・就学前の子どもを持つ夫の生活時間 	<p>少子化、核家族化、地域とのつながりや人間関係の希薄化等が進む中、いじめ、児童虐待、有害情報の氾濫、犯罪の多発等、大きく変化している。</p>	前文	<p>核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化している。</p>		第1-1	<p>子どもと子育ての環境について、データを掲載</p> <p>○次世代と同一資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(大分市) 出生数と合計特殊出生率の推移 ・(大分市) 人口年次推移と将来推計 ・(大分市) 世帯数と一世帯あたりの世帯人員の年次推移 ・(大分市) 男女別未婚率の推移 ・(大分市) 女性の年齢別労働力率 ・(大分県) 就学前の子どもを持つ夫の生活時間 	

3 計画の基本的な考え方

項目	次世代育成後期行動計画	子ども条例	子ども子育て支援法・基本指針	法	指針	新計画	備考	
めざす姿	すこやかに子どもの育つ大分市	すべての子どもが健やかに育つ社会	前文	<p>全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できる社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会</p>		第1-4	すべての子どもがすこやかに育つ大分市	
基本理念		<p>子どもの年齢及び成長に応じ、子どもの意見が尊重され、子どもにとって最善の利益を考慮する。</p>	3条	同上			子どもにとっての最善の利益を目指す	I
	<p>父母その他の保護者が、子育ての第一義的責任を持ち、子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感できるよう配慮する</p> <p>※次世代育成支援対策推進法（2条）</p>	<p>父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有することを自覚し、子どもの年齢及び成長に応じた養育に努めなければならない。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談その他の支援を求めることができる。</p>	7条	<p>保護者が子育てに第一義的責任を有することを前提としつつ、社会の各構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。</p>		第1-3	<p>保護者が子育てに第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が寄り添い、支えることで、保護者自身が親として成長できるよう支援する</p>	II
		<p>関係者は主体的に役割・責務を果たすとともに相互に連携・協力することで、子どもが健やかに育つための環境を整えること</p>	3条	<p>社会のあらゆる構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。</p>	2条	第1-4	<p>関係者が連携・協力しながら、地域や社会全体で、子どもの育ちを支える環境を整える</p>	III

項目	次世代育成後期計画	子ども条例	子ども・子育て支援法	基本指針	法	指針	新計画	備考	
基本的な視点	1 子どもの視点	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利等への配慮をすること 	4条	乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達段階に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育と安定した子育て支援の提供が必要		第1-3	1 子どもの視点	理念 I	
		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもは大切にされ、健やかに育つための環境を求めるとともに、まちづくりへの参加ができる。 							
	2 次代の親づくりという視点	<p>父母その他の保護者は、子育てについて第一義的責任を有することを自覚し、子どもの年齢及び成長に応じた養育に努めなければならない。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談その他の支援を求めることができる。</p>	7条	<p>保護者が子育ての責任を果たすことや子育ての権利を享受できるよう、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援することが必要である。</p> <p>子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、「親育ち」の過程を支援していくことが必要</p>	第1-3	2 親の育ちを支える視点	理念 II		
	3 サービス利用者の視点			<p>地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡大と質的改善が必要。</p>				2条	第1-3
	8 サービスの質の視点			<p>妊娠・出産期からの切れ目のない支援、保護者からの相談や適切な情報提供、保護者の学びの支援、子どもの健全な発達のための良質な環境整備等に留意することが重要。</p>					第1-3
6 すべての子どもと家庭への支援の視点	いじめ、虐待等により保護を要する子ども及び障害等により支援を要する子どもへの取組みを推進すること	11条	<p>障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。</p>	1条	第1	3 すべての子どもと家庭への支援の視点	理念 I・II		

項目	次世代育成後期計画	大分市子ども条例	子ども子育て支援法・基本指針	法	指針	新計画	備考			
(基本的な視点)	7 地域における社会資源の効果的な活用という視点	父母その他の保護者は、子育てについて第一義的責任を有することを自覚し、子どもの年齢及び成長に応じた養育に努めなければならない。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談その他の支援を求めることができる。	7条	保護者が、地域の人々とつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要である。また、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育む必要がある。		第1-4	4 身近な地域での支援の視点	理念Ⅲ		
		○学校等の役割 学校等は、その設置目的や理念に基づき、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、役割を果たすよう努めなければならない。	8条	教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待される。		第1-4				
		○地域の役割 地域の住民及び関係団体は、地域が子どもの豊かな人間性及び社会性をはぐくむ場であることを認識し、役割を果たすよう努めるものとする。	9条	子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的、効率的に提供されること 施設が地域に開かれ、地域と共にあることや、保護者のみならず、地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することが重要	2条	第1-4				
	4 社会全体による支援の視点	◆関係者は主体的に役割、責務を果たすこと	3条	家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。 子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要である。こうした取組を通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要がある。	2条	第1			5 社会全体での支援の視点	理念Ⅲ
						第1-1				
		○事業主の役割 事業主は、子どもの育成に関し、仕事と生活の調和を図ることができる職場環境づくり役割を果たすよう努める	10条	職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を習得しやすい職場環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業と家庭生活との両立のための雇用環境の整備が求められる	4条	第1-4				
5 仕事と生活の調和の実現という視点										